

牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和8年4月30日～令和8年5月29日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<p>BSE 国内対策の見直しに係る健康影響評価（国内と畜牛に関する SRM 範囲の変更）に関する審議結果を踏まえ、SRM の範囲から回腸遠位部が外れ、食品を介した人への健康影響は無視できると考えるという結論に至ったことは理解しました。</p> <p>これは、牛と同様の偶蹄類であるめん羊及び山羊の肉及び内臓についても同様に考えて宜しいのか御教示願います。</p>	<p>本評価は、諮問事項である「特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第6条及び第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正」及び「牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条及び第18条に基づく規格基準の改正」に基づき実施したものであり、牛のみを対象としております。</p> <p>なお、SRM を含むリスク管理措置の変更にあたっては、食品健康影響評価の結果を踏まえて、リスク管理機関に</p>

		<p>において検討がなされるものと承知しております。</p>
2	<p>今回の評価書において、SRM 範囲変更後に脊柱が食品として市場に流通した場合の流通・消費に関する情報が「極めて限定的」であり、「具体的なばく露量を厳密に推定することは困難」と評価機関自身が認めている。</p> <p>科学的評価の結論は理解するが、「科学的に問題が低い」ことと「流通後の管理が十分である」ことは別の問題である。</p> <p>以下の3点を求める。</p> <p>1. 追跡調査・モニタリング体制の構築 SRM 範囲変更後、脊柱がどの業種・用途にどの程度流通しているかを把握できる体制を整備すること。</p> <p>2. 調査結果の定期的な公開 モニタリング結果を定期的に公開し、国民が確認できる状態にすること。</p> <p>3. トレーサビリティの整備 脊柱を含む加工食品（骨スープ・ゼラチン・コラーゲン等）について、原材料の月齢・部位が確認できるトレーサ</p>	<p>御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から国内と畜牛に関するSRM範囲の変更に係る食品健康影響評価について諮問を受け、公表されている各種文献、リスク管理機関から提出された参考資料等を用いて科学的な議論を行い、今般の審議結果案をとりまとめたところです。</p> <p>SRM を含むリスク管理措置の変更に当たっては、食品健康影響評価の結果を踏まえてリスク管理機関において検討がなされるものと承知しております。いただいた御意見は具体的なリスク管理に関わる内容であることから、リスク管理機関にお伝えします。</p>

<p>ブリティの仕組みを構築すること。現状では加工段階で原材料の追跡が困難になり、食品偽装を防ぐ手段がない。</p> <p>4. 非定型 BSE の発生状況の継続的な情報公開</p> <p>国内外の非定型 BSE 発生状況について、継続的かつわかりやすい形で国民に情報公開すること。</p>	
---	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。